

北河内4市リサイクルプラザ
運転管理等業務委託特記仕様書

北河内4市リサイクル施設組合

(業務概要等)

第1条 委託業務の概要等は、次のとおりとする。

- (1) 業務名 北河内4市リサイクルプラザ運転管理等業務委託
- (2) 業務場所 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
北河内4市リサイクルプラザ 処理棟エリア
- (3) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
(ただし、業務開始日は、令和7年4月1日からとする。
また、準備に係る費用等は、全て受託事業者の負担とする。)
- (4) 業務概要 北河内4市リサイクルプラザ処理棟エリアにおける各種設備機器等の運転操作、保全・保守(監視、測定、記録、点検、整備、修繕等)並びに手選別作業などの分別収集物の受入れから圧縮梱包物の保管、搬出等に至るまでの一連の作業)及び施設の運営
- (5) 施設名及び施設概要
 - ア 施設名 北河内4市リサイクルプラザ
 - イ 施設概要 容り法第2条第2項に規定する特定容器の中間処理をおこなう選別圧縮梱包処理施設 53t/日(11時間稼働)
 - ウ 処理対象物 ペットボトル及びプラスチック製容器包装

(計画ごみ搬入量及び搬入量実績)

第2条 計画ごみ搬入量及び搬入量実績は、次のとおりである。なお、計画ごみ搬入量は計画数値であるため、表示数量を保証するものではない。

- (1) 計画ごみ搬入量

令和7年度	10,720.00トン
令和8年度	10,720.00トン
令和9年度	10,720.00トン
- (2) 搬入量実績

令和3年度	11,257.28トン
令和4年度	10,884.63トン
令和5年度	10,521.64トン

(委託業務の範囲)

第3条 委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 運転計画書の作成

施設の運転計画書について、発注者と十分協議のうえ作成する。

(2) 次に掲げる設備の運転操作、保全・保守（監視、測定、記録、点検整備、調整、修繕等）

- ア ごみ受入供給設備
- イ 破袋設備
- ウ 自動選別設備
- エ 手選別設備
- オ 搬送設備
- カ その他プラスチック製容器包装圧縮梱包処理設備
- キ ペットボトル圧縮梱包処理設備
- ク 脱臭設備
- ケ 通風設備
- コ 付帯設備
- サ 電気計装設備
- シ その他処理施設に付随する設備

(3) ペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別

- ア 手選別コンベアーにて、ペットボトル、分別基準に適合しない異物（可燃物、不燃物等）をそれぞれ取り除く。異物のうちスプレー缶、ライター及びリチウムイオン電池の数量を記録し、発注者に報告すること。
- イ 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が素材ごとに定めた「分別基準」に従い選別すること。
- ウ 分別基準に適合しない異物（可燃物、不燃物等）は残渣として排出すること。

(4) 施設管理

- ア 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
- イ 施設の機器、備品、工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めること。
- ウ 処理棟側門扉等の開錠は、午前8時00分とし、午後5時30分に施錠すること。
- エ 照明の点灯は、節電に努めること。
- オ トラックスケールのチャート紙切れがある場合は、補給すること。また、その内容等については、別途報告すること。

(5) 施設の清掃、整頓等

- ア 各機械設備、装置、処理棟各室内、廊下及び発注者が使用する部屋等の清掃及び整理整頓
- イ 物品、工具等の整理整頓

ウ 運転日報等帳票類の整理整頓

(6) 薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理

ア 業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料及び油脂類の管理、在庫確認、受入立会

イ 貸与物件の管理

(7) プラスチック製容器包装圧縮梱包物の品質検査

受注者は、毎月（12回／年）自ら作成したプラスチック製容器包装圧縮梱包物について、発注者立会いのもと独自に品質検査を行い、発注者に検査内容及び検査結果を報告すること。

（業務従事者の雇用）

第4条 受注者は、次に掲げる事項に配慮すること。

- (1) 業務従事者の雇用を行う場合は、地元市民（枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市）の雇用について配慮すること。
- (2) 障害者の雇用及び配置に当たっては、障害者雇用促進法に配慮すること。

（業務従事者名簿等の提出）

第5条 受注者は、業務従事者の役職（担当）、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記載した業務従事者名簿及び第6条に規定する資格取得者名簿を、発注者に対し毎年度当初に提出すること。

（有資格者等）

第6条 受注者は、委託業務を適正に行うため、次の資格を有する者を選任し、必要な作業に配置すること。ただし、第1号から第4号までの資格を有する者は必ず配置し、第5号から第11号までの資格を有する者は従事する業務に応じて配置すること。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設技術管理士に限る）
- (2) クレーン運転特別教育修了者
- (3) フォークリフト運転技能講習修了者
- (4) 車両系建設機械運転技能講習修了者
- (5) 玉掛け技能講習修了者
- (6) 第二種電気工事士
- (7) アーク溶接特別講習修了者
- (8) ガス溶接技能講習修了者

- (9) 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者
- (10) 安全衛生推進者特別講習修了者
- (11) その他業務の履行上法令等で定められた資格者

2 前項第2号の有資格者は、第1号以外の有資格者と兼任することはできない。ただし、その他各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

(業務従事者の変更)

第7条 受注者は、業務従事者を変更したときは、速やかに発注者に報告するものとする。ただし、前条第1項各号に掲げる有資格者を変更するときは、原則として変更日の20日前までに、有資格者証の写しを添えて発注者に提出し、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

2 受注者は、業務従事者を変更するときは、委託業務に支障を生じさせないように、十分な引継を行わなければならない。

(業務従事者の服装)

第8条 受注者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させるとともに、名札等により業務従事者であることを明らかにさせなければならない。

2 受注者は、業務従事者にヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴（安全靴）等、作業上義務付けられた安全用具を使用し、又は着用させなければならない。

(定例会議及び臨時会議の開催)

第9条 受注者は、委託業務の進捗状況について報告し、又は問題点の整理を行うため、月1回定例会議を開催するものとする。

2 発注者は、委託業務の管理上必要があると認めるときは、随時に臨時会議を開催し、受注者に対して委託業務の進捗状況等の報告を求めることができる。

3 受注者は、委託業務の遂行上必要があると認めるときは、発注者に対して臨時会議の開催を求めることができる。

4 受注者は、前3項に定める定例会議及び臨時会議を開催したときは、その内容を議事録として記録し、当該会議の終了後、遅滞なく発注者に提出すること。

(保全・保守)

第10条 受注者は、施設の運転状況について常に把握するとともに、保全・保守を専門的立場で継続して行い、データとして整理しなければならない。

2 受注者は、発注者が行う施設の定期点検時には、工程及び内容を十分把握して、点検報告会に出席し、かつ、作業の立会いを行わなければならない。

3 受注者が行う保全・保守の概要は、次のとおりとする。ただし、本特記仕様書に明記がない事項であっても、施設の良好な運転を維持するために必要な事項について、発注者と協議して必要な措置を講じるものとする。

(1) 管理監督

業務に必要な責任者等を選任し、あらゆる状態においても対処すること。また、業務従事者の監督については、受注者が全責任を負うこと。

(2) 労働安全衛生

労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき、業務従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

ア 酸素欠乏及び硫化水素等有害ガス発生場所における作業

イ 薬剤等の取扱作業

ウ 高所作業

エ 電気作業

オ 高温、高圧作業

カ 粉じん等の発生場所における作業

キ 回転機器の取扱い作業

(3) 作業計画

委託業務の実施にあたり、年間、月間及び週間作業計画書を作成・立案し、発注者の承諾を受けること。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を発注者と協議して決定すること。

なお、夏季などペットボトルの排出量が増加する時期については、創意工夫のうへ対応すること。

4 委託業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

(1) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽、排水溝等の清掃

(2) 施設の巡回点検及び記録

(3) プラント設備全体の4S（整理・整頓・清掃・清潔）作業実施

(4) 運転日報等に日常点検結果の記録

(5) 手選別等により除去された、スプレー缶・ライター及びリチウムイオン電池の計数及び報告

(6) 機器等の整備及び薬剤、その他消耗品類の補充

(7) 電気設備の点検

- (8) 各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転
 - (9) クレーン、防火水槽等の月例点検
 - (10) 定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における機器操作
 - (11) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。
 - (12) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れについて発注者に連絡、協議すること。
 - (13) 発注者が行う定期点検時には、運転計画書に基づいて点検、整備、清掃を行うこと。
 - (14) 異常時においては、適正な処置と発注者への連絡を行い、常に発注者と密接に連絡を取ること。
 - (15) 次に掲げる運転、保守点検時の日報、月報、各種報告書その他関係書類の作成及び提出
 - ア 運転報告書
 - イ 整備報告書
 - ウ 事故・故障報告書
 - エ 点検リスト
 - (ア) 消耗品在庫リスト
 - (イ) 受変電設備点検リスト
 - (ウ) 補機類点検リスト
 - (エ) 日常点検記録及び特記事項
 - (オ) ごみクレーン点検報告書
 - オ 月例報告書
 - (ア) 運転業務作業予定表
 - (イ) 運転業務作業実績表
 - (16) 修繕台帳の記入、処理及び整理
 - (17) その他発注者が指示する事項
- 5 受注者は、前各項に掲げる事項のほか、次の事項を実施するものとする。
- (1) 年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。
 - (2) 整備計画の実施に関する記録、整理
 - (3) 法定点検記録など、施設運営に必要不可欠な事項の記録、整理
 - (4) 突発的に発生する故障で、発注者の指示する事項については、部品交換及び軽易

な修繕を実施すること。なお、必要に応じて運転の応援を求める等をして処置すること。

(運転等)

第 11 条 施設の運転等は、発注者の指定する日を除き、1 日あたり 11 時間までの稼働とする。ただし、次に掲げる場合は、発注者の指示に従うものとする。

- (1) 発注者の施設又は設備の休止等の指定があった場合
- (2) 施設の突発的な事故、故障等の事由により、運転対象日以外の日において、貯留ピット等の容量を超える滞貨が認められる、又は予想される場合